

事業対象者の定義

事業対象者	定義
都内の森林整備を担う都外の林業経営者 都内の森林整備を担う都外の林業経営体	以下の 1 及び 2 を満たす者 1 年間 90 営業日以上、自ら又はその雇用者をして、都内で森林施業を実施すること 2 林業労働者を雇用する場合、その雇用者について、労働保険及び社会保険に加入すること（任意適用を除く）
都内に事業所を有する林業経営者 都内に事業所を有する林業経営体	以下の 1 から 3 全てを満たす者 1 都内に森林施業の実施に係る事業所を有する、又は、事業所を有さない場合は、都内に居住地を有すること 2 年間 90 営業日以上、自ら又はその雇用者をして、都内で森林施業を実施すること 3 林業労働者を雇用する場合、その雇用者について、労働保険及び社会保険に加入すること（任意適用を除く）
認定事業体	東京都林業事業体認定要綱（平成 10 年 12 月 24 日付 10 労経農林第 1356 号）に基づく改善計画の認定を受けた林業経営体

※ 「都内に事業所を有する林業経営体」又は「認定事業体」が他県労働力を受入れ、雇用して、又は下請けに出して、年間 90 営業日以上、都内の森林整備に従事させる場合、その他県労働力に係る助成については、「都内の森林整備を担う林業経営体」に対する助成に従うものとする。